

こどもみらい住宅支援事業事務局 殿

こどもみらい住宅支援事業補助金 共同事業実施規約（新築用）

こどもみらい住宅支援事業補助金（以下、「本補助金」という。）の交付を受けるため、甲（「こどもみらい住宅事業者」として登録を受ける住宅事業者）並びに乙（本補助金の補助事業に係る工事請負契約または不動産売買契約（以下、「契約」という。）を甲と締結する消費者）及び丙（本補助金の要件を満たすために乙と共同で交付申請を行う乙と同居する子または配偶者等）は、以下の共同事業実施規約（以下、「本規約」という。）を互いに確認し、本規約に従って補助事業を共同で実施するものとして、届け出ます。

甲及び乙は、円滑に本補助金の交付を受けるため、以下の取り決めを確認する。

第1条（要件等の確認）

- 甲及び乙は、本補助金の交付規程及びマニュアル類等（以下、「マニュアル等」という。）をよく参照し、それぞれ交付対象の要件に合致することを確認する。甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、すみやかに相手に通知する義務を負う。
- 2 乙は、本補助金の要件を満たすために丙と共同して本補助金の交付申請を行うことができる。ただし、乙は、申請にあたり、本規約及びマニュアル等が定める丙が果たすべき義務等について、丙が理解し、履行することについて責任を負う。
- 3 甲及び乙は、以下の（イ）から（ハ）の全ての事項について、了解する。
- （イ）本補助金の補助対象となる住宅（以下、「本住宅」という。）について、国費が充当された他の補助金との併用は行わないこと
- （ロ）甲及び乙は、補助事業完了後から10年間、こどもみらい住宅支援事業事務局（以下、「事務局」という。）の承認なく、本補助金の交付を受けた住宅を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または取壊してはならないこと（本補助金の交付を受けた住宅を、住宅として販売、譲渡または貸し付け等を行う場合を除く。）
- （ハ）甲並びに乙及び丙が事務局に提出した個人情報、以下の態様により開示または利用される場合があること
- 事務局が国から本補助金の交付を受けた年度の終了から5年間保存されること
 - 本補助金の目的の範囲内で国土交通省の求めに応じて報告されるほか、国、地方公共団体及び国の他の補助事業の事務事業者からの国庫補助事業実施上の要請に基づき、これらの機関に提供される場合があること
 - 当該個人情報に係る個人特性を統計的に処理したデータが公表される場合があること
 - 本補助金に係るアンケート調査に利用される場合があること
 - 甲及び乙が、（イ）に違反する事実がある場合に当該他の国の補助事業の所管先に提供すること、または（イ）に違反する疑いがある場合に、事実の確認、調査のために国庫補

助を財源とする他の補助事業の所管先に提供し、確認作業を情報の提供先と共同して実施すること

第2条（申告）

- 甲及び乙は、以下の（イ）及び（ロ）に該当しないことを互いに申告する。なお、甲は、甲の役員等（実質的に経営に関与する者を含む。）が（ロ）に該当しないことも含めて申告するものとし、乙は、丙が（イ）及び（ロ）に該当しないことも含めて申告するものとする。
- （イ）過去3カ年度内に国土交通省住宅局所管事業補助金において、本補助金の交付規程第15に相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者
- （ロ）暴力団または暴力団員である、また暴力団または暴力団員と不適切な関係にある者
- 2 乙は、以下の（イ）及び（ロ）の条件を満たすことを甲に申告する。
- （イ）本住宅が、本補助金における他の交付申請の補助対象となっていないこと
- （ロ）乙及び丙が、他の交付申請により、本補助金の交付を受けていないこと（本住宅とは別の住宅における、自ら居住することを要件としないリフォームに係る交付申請を除く。）

第3条（交付申請等）

- 甲及び乙は、本規約締結後すみやかに本補助金の交付申請及び完了報告等、補助金の受領に至るまでの一切の手続きを共同して行わなければならない。諸手続きについては、甲が甲並びに乙及び丙を代表して行うものとし、乙及び丙は、甲の行う手続きに協力するものとする。
- 2 本補助金の交付後であっても、乙及び丙は、甲が乙に本住宅の引渡しを行った後速やかに本住宅に入居し、当該事実が確認できる住民票の写しを甲に提出するなど、甲が行う手続きに協力しなければならない。

第4条（補助金の支払と還元）

本補助金は、甲の提出する交付申請に事務局が交付決定を行っ

た後、以下の(イ)または(ロ)のいずれか早い時期に甲に交付される。

- (イ) 令和4年10月末までに交付申請を行う場合、令和4年度末日
令和4年11月以降に交付申請を行う場合、令和5年度末日
- (ロ) 甲の完了報告が適正に提出されたことを確認した後、
事務局が指定する支払日

2 甲が本補助金の交付を受けたとき、甲は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の①②いずれかの方法により乙に還元する。当該方法については、本規約の締結時に双方で確認すること。なお、②については補助金が交付された時点において、契約に係る代金が精算済みであり、乙の甲に対する債務に充当できないことが見込まれる場合に限る。

- ① 契約に係る乙の甲に対する債務(最終支払に限る。)に充当する方法
- ② 現金で支払う方法

第5条(損害賠償)

甲及び乙は、本規約第2条において虚偽の申告をし、または本規約第3条について不正もしくは怠慢を行うこと、その他不適当な行為により相手に損害を与えたときは、当該損害についてその責任を負うこととする。

第6条(補助金の返還等)

- 甲及び乙は、本補助金の交付が受けられない、交付が見込まれる補助金額が減額される、または補助金の交付規程第15に相当する理由で補助金の返還命令を受けたことを知った場合、速やかに相手に通知し、双方で誠実に協議を行うものとする。
- 2 事務局と国は、前号に関して、甲並びに乙及び丙との間に生じた紛争やあらゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとし、甲及び乙はこれに同意する。

令和4年4月28日更新

甲及び乙は、本規約を2通作成し、それぞれ保管するものとする。

なお、作成にあたっては、甲は本補助金の交付申請に係る契約と同じ者(必ずしも代表者である必要がありません。)が記名および押印し、乙は自筆による署名の場合、押印は任意とする。

作成日： 令和 年 月 日			
【甲】建築事業者または販売事業者		【乙】建築主または購入者	
住 所	〒	住 所	〒
事業者名			
代表者氏名*	印	氏 名	印
*代表者氏名は、請負契約、もしくは、売買契約の締結者と同じ者が記名および押印すること。		【丙①】※1※2 *乙が記名	
		住 所	<input type="checkbox"/> 乙と同居 <input type="checkbox"/> 乙と非同居(住宅の完成後に同居します)
		氏 名	
		【丙②】※1※2 *乙が記名	
住 所	<input type="checkbox"/> 乙と同居 <input type="checkbox"/> 乙と非同居(住宅の完成後に同居します)		
氏 名			

※1(若者夫婦世帯として申請する場合)

乙が若者夫婦のいずれかである場合、丙①にはその配偶者の氏名を乙が記名すること。(丙②は記名不要)
乙が若者夫婦の親等である場合、丙①②には同居する若者夫婦の氏名を乙が記名すること。

※2(子育て世帯として申請する場合)

乙が子育てを行う者である場合、丙①にはその子の氏名を乙が記名すること。

補助金の併用について

原則として、本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度との併用はできません。なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。

補助事業：注文住宅の新築、新築分譲住宅の購入

住宅の本体工事の全部又は一部を対象とする国の他の補助制度との併用はできません。

補助事業：リフォーム

住宅(外構含む)のリフォーム工事を対象とする国の他の補助制度との併用はできません。ただし、本事業で対象とするリフォーム工事の請負契約と、他の補助制度で対象とするリフォーム工事の請負契約が別である場合には、併用することができます。

◀代表的な補助制度との併用の取り扱い▶

補助制度	併用可否	
	注文住宅の新築 新築分譲住宅の購入	リフォーム
すまい給付金	○	－
住まいの復興給付金	○	－
外構部の木質化対策支援事業	○	△1
住宅ローン減税等の税制優遇	○	○
被災者生活再建支援制度	○	○
解体工事への補助	○	－
LCCM 住宅整備推進事業	×	－
JAS 構造材実証支援事業	×	－
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業	×	－
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業	×	△1
市街地再開発事業への補助	×	△1
サステナブル建築物等先導事業	×	△1
地域型住宅グリーン化事業	×	△2
住宅・建築物安全ストック形成事業	－	△1
次世代省エネ建材支援事業	－	△1
既存住宅の断熱リフォーム支援事業	－	△1
介護保険制度	－	△1
災害救助法に基づく住宅の応急修理制度	－	△1
長期優良住宅化リフォーム推進事業	－	△2
住宅エコリフォーム推進事業(補助金)	－	△2
住宅・建築物省エネ改修推進事業(交付金)	－	△2

※△1：工事請負契約が別である場合は併用可。

△2：工事請負契約が別、かつ工期が別である場合は併用可。

こどもみらい住宅支援事業事務局 殿

こどもみらい住宅支援事業補助金 共同事業実施規約 (リフォーム用)

こどもみらい住宅支援事業補助金 (以下、「本補助金」という。) の交付を受けるため、甲 (「こどもみらい住宅事業者」として登録を受ける住宅事業者) と乙 (本補助金の補助事業に係る工事請負契約 (以下、「契約」という。) を甲と締結する消費者) 及び丙 (乙が子育て世帯又は若者夫婦世帯である場合に乙と共同で交付申請を行う乙と同居する子または配偶者等) は、以下の共同事業実施規約 (以下、「本規約」という。) を互いに確認し、本規約に従って補助事業を共同で実施するものとして、届け出ます。

甲と乙は、円滑に本補助金の交付を受けるため、以下の取り決めを確認する。

第1条 (要件等の確認)

- 甲及び乙は、本補助金の交付規程及びマニュアル類等 (以下、「マニュアル等」という。) をよく参照し、それぞれ交付対象の要件に合致することを確認する。甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、すみやかに相手に通知する義務を負う。
- 2 乙は、子育て世帯又は若者夫婦世帯として補助金の交付上限の引き上げを受けるために、丙と共同して本補助金の交付申請を行うことができる。ただし、乙は、申請にあたり、本規約及びマニュアル等が定める丙が果たすべき義務等について、丙が理解し、履行することについて責任を負う。
- 3 甲及び乙は、以下の (イ) から (ニ) の全ての事項について、了解する。
- (イ) 本補助金の補助対象となるリフォーム工事 (以下、「本リフォーム」という。) について、国費が充当された他の補助金との併用は行わないこと
- (ロ) 本リフォームを行った住宅 (以下、「本住宅」という。) を善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行わなければならないこと
- (ハ) 甲及び乙は、補助事業完了後から10年間、こどもみらい住宅支援事業事務局 (以下、「事務局」という。) の承認なく、住宅を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または取壊してはならないこと (本補助金の交付を受けた住宅を、住宅として販売、譲渡または貸し付け等を行う場合を除く。)
- (ニ) 甲並びに乙及び丙が事務局に提出した個人情報 は、以下の態様により開示または利用される場合があること
- 事務局が国から本補助金の交付を受けた年度の終了から5年間保存されること
 - 本補助金の目的の範囲内で国土交通省の求めに応じて報告されるほか、国、地方公共団体及び国の他の補助事業の事務事業者からの国庫補助事業実施上の要請に基づき、これらの機関に提供される場合があること
 - 当該個人情報に係る個人特性を統計的に処理したデータが

公表される場合があること

- 本補助金に係るアンケート調査に利用される場合があること
- 甲及び乙が、(イ) に違反する事実がある場合に当該他の国の補助事業の所管先に提供すること、または (イ) に違反する疑いがある場合に、事実の確認、調査のために国庫補助を財源とする他の補助事業の所管先に提供し、確認作業を情報の提供先と共同して実施すること

第2条 (申告)

- 甲及び乙は、以下の (イ) 及び (ロ) に該当しないことを互いに申告する。なお、甲は、甲の役員等 (実質的に経営に関与する者を含む。) が (ロ) に該当しないことも含めて申告するものとし、乙は、丙が (イ) 及び (ロ) に該当しないことも含めて申告するものとする。
- (イ) 過去3カ年度内に国土交通省住宅局所管事業補助金において、本補助金の交付規程第15に相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者
- (ロ) 暴力団または暴力団員である、また暴力団または暴力団員と不適切な関係にある者
- 2 乙は、以下の (イ) 及び (ロ) の条件を満たすことを甲に申告する。
- (イ) 本住宅が、本補助金における新築に係る交付申請の補助対象となっていないこと
- (ロ) 本リフォームが自ら居住することを要件とするリフォームである場合、乙及び丙が、本住宅とは別の住宅において、新築又は自ら居住することを要件とするリフォームに係る本補助金の交付を受けていないこと

第3条 (交付申請等)

甲及び乙は、本規約締結後すみやかに本補助金の交付申請及び補助金の受領に至るまでの一切の手続きを共同して行わなければならない。諸手続きについては、甲が甲並びに乙及び丙を代表し

て行うものとし、乙及び丙は、甲の行う手続きに協力するものとする。

第4条 (補助金の支払と還元)

本補助金は、甲の提出する交付申請に事務局が交付決定を行った後、補助金支払日として指定する日に甲に交付されます。

2 甲が本補助金の交付を受けたとき、甲は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の①②いずれかの方法により乙に還元する。当該方法については、本規約の締結時に双方で確認すること。なお、②については補助金が交付された時点において、契約に係る代金が精算済みであり、乙の甲に対する債務に充当できないことが見込まれる場合に限る。

- ① 契約に係る乙の甲に対する債務(最終支払に限る。)に充当する方法
- ② 現金で支払う方法

第5条 (損害賠償)

甲及び乙は、本規約第2条において虚偽の申告をし、または本規約第3条について不正もしくは怠慢を行うこと、その他不適当な行為により相手に損害を与えたときは、当該損害についてその責任を負うこととする。

第6条 (補助金の返還等)

甲及び乙は、本補助金の交付が受けられない、交付が見込まれる補助金額が減額される、または補助金の交付規程第15に相当する理由で補助金の返還命令を受けたことを知った場合、速やかに相手に通知し、双方で誠実に協議を行うものとする。

2 事務局と国は、前号に関して、甲並びに乙及び丙との間に生じた紛争やあらゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとし、甲及び乙はこれに同意する。

令和4年2月18日更新

甲及び乙は、本規約を2通作成し、それぞれ保管するものとする。

なお、甲は本補助金の交付申請に係る契約と同じ者(必ずしも代表者である必要がありません。)が記名および押印し、乙は自筆による署名の場合、押印は任意とする。

作成日：令和 年 月 日			
【甲】 工事施工者 (受注者)		【乙】 工事発注者	
住所	〒	住所	〒
事業者名			
代表者氏名*	印	氏名	印
*代表者氏名は、契約の締結者と同じ者が記名および押印すること。		【丙①】 ※1 ※2 *乙が記名	
		住所	<input type="checkbox"/> 乙と同居 <input type="checkbox"/> 乙と非同居 (リフォーム後に同居します)
		氏名	
		【丙②】 ※1 ※2 *乙が記名	
		住所	<input type="checkbox"/> 乙と同居 <input type="checkbox"/> 乙と非同居 (リフォーム後に同居します)
		氏名	

※1 (若者夫婦世帯として申請する場合に記入)

乙が若者夫婦のいずれかである場合、丙①にはその配偶者の氏名を乙が記名すること。(丙②は記名不要)

乙が若者夫婦の親等である場合、丙①②には同居する若者夫婦の氏名を乙が記名すること。

※2 (子育て世帯として申請する場合に記入)

乙が子育てを行う者である場合、丙①にはその子の氏名を乙が記名すること。

補助金の併用について

原則として、本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度との併用はできません。なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。

補助事業：注文住宅の新築、新築分譲住宅の購入

住宅の本体工事の全部又は一部を対象とする国の他の補助制度との併用はできません。

補助事業：リフォーム

住宅(外構含む)のリフォーム工事を対象とする国の他の補助制度との併用はできません。ただし、本事業で対象とするリフォーム工事の請負契約と、他の補助制度で対象とするリフォーム工事の請負契約が別である場合には、併用することができます。

◀代表的な補助制度との併用の取り扱い▶

補助制度	併用可否	
	注文住宅の新築 新築分譲住宅の購入	リフォーム
すまい給付金	○	－
住まいの復興給付金	○	－
外構部の木質化対策支援事業	○	△1
住宅ローン減税等の税制優遇	○	○
被災者生活再建支援制度	○	○
解体工事への補助	○	－
LCCM 住宅整備推進事業	×	－
JAS 構造材実証支援事業	×	－
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業	×	－
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業	×	△1
市街地再開発事業への補助	×	△1
サステナブル建築物等先導事業	×	△1
地域型住宅グリーン化事業	×	△2
住宅・建築物安全ストック形成事業	－	△1
次世代省エネ建材支援事業	－	△1
既存住宅の断熱リフォーム支援事業	－	△1
介護保険制度	－	△1
災害救助法に基づく住宅の応急修理制度	－	△1
長期優良住宅化リフォーム推進事業	－	△2
住宅エコリフォーム推進事業(補助金)	－	△2
住宅・建築物省エネ改修推進事業(交付金)	－	△2

※△1：工事請負契約が別である場合は併用可。

△2：工事請負契約が別、かつ工期が別である場合は併用可。

こどもみらい住宅支援事業事務局 殿

こどもみらい住宅支援事業補助金 取り下げ申請書

こどもみらい住宅支援事業補助金交付規程第 8 の規定に基づき、交付決定を受けた補助事業の取り下げを行います。

令和 年 月 日記入

【住宅事業者】※個人事業主は代表者欄の記入は不要

登録事業者番号		印 (印鑑証明書の登録印)
補助事業者 (個人事業主名)		
代表者	肩書	
	氏名	
担当者氏名		
住所	〒	
電話番号		

【共同事業者】※すべて必須

氏名 (住宅取得者等)		印
現住所	〒	
電話番号		

【取り下げする補助事業】※すべて必須

交付決定番号	
交付決定日	
取り下げ理由	

【注意事項】 予め事務局に相談し、その指示により提出すること。

取り下げ申請書 提出のご注意

✓ 予め事務局に相談してください

※ 事務局からの指示無く提出された場合は受理されません

※お問い合わせ窓口 0570-033-522 (通話料がかかります)

一部の IP 電話からは 042-204-0994 (通話料がかかります)

受付時間 9:00~17:00 (土、日、祝日含む)

※相談時には、必ず「住宅事業者名」「交付決定番号」「共同事業者名」
「取り下げ理由」等をお伝えください

こどもみらい住宅支援事業事務局 殿

こどもみらい住宅支援事業補助金 財産処分承認申請書

こどもみらい住宅支援事業補助金交付規程第17の規定に基づき、交付決定を受けた補助対象財産の処分について、以下のとおり承認を申請します。

令和 年 月 日記入

【共同事業者】 ※すべて必須

氏名 (住宅取得者等)		印
現住所	〒	
電話番号		

【交付申請者】 ※個人事業主は代表者欄の記入は不要

登録事業者番号		印 (印鑑証明書の登録印)
補助事業者 (個人事業主名)		
代表者 肩書		
氏名		
担当者氏名		
住所	〒	
電話番号		

【処分する補助対象財産】 ※すべて必須

管理番号	
交付決定番号	
交付確定日	
交付確定額	円
住宅の所在地 および処分財産	〒
処分相手	※住所、氏名、使用目的等
処分の条件	※譲渡価格等

【注意事項】 予め事務局に相談し、その指示により提出すること。

こどもみらい住宅支援事業補助金 工事出来高確認書

以下のとおり、要件を満たす工事出来高を達成していることを確認しました。

また、工事の状況や写真の報告についても、実際の物件、工事のものであることを確認しました。

証明を行った建築士の情報

建築士の情報				
建築士の種別	<input type="checkbox"/> 一級建築士	<input type="checkbox"/> 二級建築士	<input type="checkbox"/> 木造建築士	登録を受けた都道府県*1
フリガナ				登録番号
氏名				

* 1 一級建築士の場合は、記入の必要はありません。

対象となる住宅の情報

対象となる住宅の所在地*1	〒			階数					
建築着工日	令和	年	月	日	工事完了(予定)日	令和	年	月	日
住宅の立地	<input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域*2に該当しない								

* 1 住居表示が定まっていない場合、地名地番表記でも可

* 2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づく土砂災害特別警戒区域(住宅の構造について、建築基準法に基づき、特別の措置が必要となる(住宅(建物)の一部でも当該区域に該当する場合)区域を含む)

出来高の報告

出来高確認日*1	令和				年	月	日
出来高の報告 (①②のいずれかで確認)	<input type="checkbox"/> ① 現地において、基礎工事(杭基礎の場合は杭工事)が完了していることを確認しました。						
	<input type="checkbox"/> ② 現地において、以下、全住戸分の補助額を超える工事出来高を達成していることを確認しました。						
	建物工事総額	×	工事出来高	≧	補助額	×	住戸数
<input type="text"/>		<input type="text"/>		<input type="text"/>		<input type="text"/>	
万円		%		万円		戸	
建物の建築工事の総額(税込)を記入(最新の見積における総額)		報告した時点の工事出来高を記入		・ZEH住宅:100万円 ・高い省エネ性能等を有する住宅*2:80万円 ・一定の省エネ性能を有する住宅*3*4:60万円		建物の総住戸を記入(戸建は1戸と記入)	

* 1 現地を確認した日

* 2 「認定長期優良住宅」「認定低炭素住宅」「性能向上計画認定住宅」のいずれかの性能を有する住宅のこと

* 3 断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級4の性能を有する住宅のこと(断熱等性能等級4を満たさない住宅であって、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく住宅の外気性能の基準に適合するものは対象)

* 4 2022年6月30日までに工事請負契約又は不動産売買契約を締結したものに限り

【確認書別紙】工事状況の写真報告

番号		内容		番号		内容	
番号		内容		番号		内容	
番号		内容		番号		内容	

リフォーム

こどもみらい住宅支援事業補助金 耐震改修証明書

耐震改修が行われた住宅^{※1}の情報

住宅の種別	<input type="checkbox"/> 一戸建て	<input type="checkbox"/> 共同住宅等	(総戸数 ^{※2}	戸/階数 ^{※3})					
所在地	〒									
発注者										
工事期間	工事着手日	令和	年	月	日	工事完了日	令和	年	月	日

※1 昭和56年5月31日以前に着工された住宅で現行の耐震基準に適合していないもの。

※2 住宅以外の用途で専用使用されている部分(店舗、事務所等)を除きます。

※3 地下部分も含めた階数を記入してください。

証明を行った建築士の情報

建築士の種別	<input type="checkbox"/> 一級建築士	<input type="checkbox"/> 二級建築士	<input type="checkbox"/> 木造建築士	登録を受けた 都道府県 ^{※4}		
フリガナ						
建築士氏名					登録番号	
上記のものが所属する建築士事務所の情報						
フリガナ						
所属する建築士 事務所名称					電話番号	
登録年月日	年 月 日				登録番号	
事務所の種別	<input type="checkbox"/> 一級建築士	<input type="checkbox"/> 二級建築士	<input type="checkbox"/> 木造建築士			

※4 一級建築士の場合は、記入の必要はありません。

上記の住宅について、住宅耐震改修の要件を満たすことを証明します。

令和 年 月 日

証明を行った建築士